

自由法曹団神奈川県川支部
一九九六年支部総会

議案書

一九九六年二月二四・二五日
箱根湯本・ホテルおかだ

四 労働問題

沖繩への連帯という指摘を重視したい。そのためにも上瀬谷問題等の具体的事例の取組みを強めてゆくこととする。

星山：東電の解決報告をベースにして問題提起をする。

昨年一月二五日一括解決。一九年二月二週間の闘い。解決内容は公開しない約束。新聞報道によれば賃金は月額平均一三万円あがった。二〇数億円の解決金。しかし四人の原告が亡くなった。また、三〇人が定年退職となり、長い闘いであった。五つの勝利判決は、模範六法労基法三条掲載判例となる。

世界一大きい会社が被告。経常利益年に数千億円、コンスタントな配当。憲法一一、一九、二二条、三二条等でも問題提起した。胸を張っている内容。

大企業にも勝てる。中部電力も解決に向かってるが、三月判決はさげられそうもない。

一六五名の原告が頑張った。共産党だからといって夜食からの排除、コーヒー会からの排除。全面

的差別攻撃のなかでよく闘った。

司法の傾向は原告に立証責任を厳しく求めている。その中で勝った意味は大きい。

会社は鶴見火力を共産党勢力の拠点として執行部を攻撃。反共労務政策の展開。この拠点で勝った意味も大きい。首都圏で司法反動と闘って、職場内の最大拠点で勝った意味大きい。

膨大な乙号証と会社陳述書、あら探し証人の信用性ないとの判断をしてくれた裁判所。賃金差別がひどい。どんな裁判官でもこれはひどいと考えた。

全税関の裁判、全く請求の拡張していない。同じ小林裁判長で負けさせた。

しかし、東電は勝たせた。理由は、賃金差別の激しさだと思う。

反共労務政策の激しさ。河村弁護士が生産阻害分子の排除に関する東電側証拠として甲府地裁に出したものを甲号証として使った。

司法反動との闘いも重要である。神奈川ではこの闘いの中に位置付けた。

前橋から千葉に至るまでの勝訴判決の流れの中でいい判決をとれた。

問題点

一八年の法廷闘争(一一三回)、もっと総論を短縮できなかったのか。しかし、一〇年間の総論で勝ったからこそ勝てた。

各論五一名証拠調べやりきった。集中証拠調べはよくやった。

原告団・弁護団・支援の三者の団結の問題では深めるべき課題はある。

「解決に責任を持つのは支援共闘、弁護士は法的解決をすればよい」とあたかも支援共闘がすべてを取り仕切るのが争議の常識であるかのようにいわれるのは問題ではないか。

三者がそれぞれの役割を担うが、主役は、当事者である原告であると思う。

討議

①：原告団が全員一致で解決方法に賛成した。それを前提に支援共闘が解決に責任を負うのだということをつかかってもらいたい。(指摘の意見(議案

書)は承知している。

いろいろな問題は議論しながら、共通点を認識しながら協力関係を続けていきたい。

②：一一・二三について。毎年やっていたが昨年なかった。伊藤も私も忙しかった。それから差別共闘と職目連、争議団、神奈川労連などでやっているが、東電がでられず、差別共闘も活動が弱くなり、春くらいから会議がもたれなかった。争議団が頑張っていたが、みんなとてもできる状況ではなく(ぼくも含めて)、ポシャってしまった。

議論の対象が弁護団、争議団、支援共闘との関係(団結問題)についてのことになってしまいうことを潔しとしない、という風潮もあった。

③：解決へのプロセスについて

解決交渉は弁護団をOMIして進んだのか。

④：支援共闘には弁護団は入っていない。支援共闘の間で議論となり、そうなった。

本格的な自主交渉は横浜地裁判決の直後から始まった。

ある程度煮詰まった段階で年度内解決もありう

るということ、高裁九民に一昨年の一二月に和解勧告を求めた。その後支援共闘が交渉をしたが、結局一年かかった。弁護団は交渉には入っていないが、報告も受け、意見も言っている。

⑤：昨年一月横浜人活と国労神奈川闘争団の集会在東京の九段会館で行われた。この集会には、国労、国労闘争を支援する様々な労組などが結集した。現在の労働運動の状況下では貴重な集会だった。この集会で全労連と神奈川争議団が発言した。労働運動分野から発言したのはこの二者だけであった。この二者の発言には問題があった。一つは制限時間を守らず延々と発言したこと、もう一つは軸足論など自己の運動のみが正しいと強調したことだ。様々な立場の運動体が集まる時には、立場の違う運動体をも巻き込むような広い視野に立った内容の発言が必要だと思う。またこうした集会で発言できるようにした主催者や国労にそれなりの謝意を表すべきであろう。労働運動を進める側に運動に必要なモラルが欠けているようだ。

⑥：昔は支援共闘と一緒に頑張ってきたが、この頃

は、解決のヘゲモニーをとりたい、「俺の言うことを聞け」という態度が見える。民主的に決定されたことだと思えない場合もある。一組織が支援共闘を仕切っていて、なんでも指導する、解決の水準も自分で決めるといふ事態になった。そして、支援共闘をおりる人もでて、支援共闘を作り替えるという例もある。自分は支援共闘の会議にでたいという気持ちが一番薄れている。

⑦：解決の責任という言葉が都合主義的に使われているような気がする。

⑧：山本さんの問題。全国一般が主導型の支援共闘だが、全国一般が責任をもつということで、本人の意向を無視して決めてしまう。「判決をとるんだったら自分一人で行え」ということをいう。支援共闘としては、本人をはずして会議をやり、和解で本人の意向が反映されにくい。あとあと、会議で山本さんがこれはひどいというと、生意気だと言われる。

自分たちが主導で本人を無視して進めることについて、問題があることを認識していない。話し

をしても理解を得られない。

⑨：争議団の問題と全国一般の問題は異なる。

一・一・二・三は本当に意義のあるものだったかどう
うか、一昨年は弁護士に参加は少ない、争議団の
話もおざなりだった。討論はかみ合っただけでなかつた。

昔は大阪から優れた集会ということで学びにきて
いたが今はこない。東電の人たちは事前準備して
いたからよかつたが、他の争議団は必ずしもそう
いう位置づけはなかつた。あらためて一・一・二・三
はやる価値があるのか検討する必要があると思う。

⑩：一・一・二・三の役員をやっていたときに、あちこ
ち回ってやるなかで最初の頃は当該と争議団と弁
護士が相互批判して司法反動の中で裁判に勝ちた
いという点で一致していた。最近では相互批判より
も、一方的に決めてくる傾向がある。どうしてだ
ろうか。

⑪：地労委の参与委員の加藤さんがやめたころから、
参与委員をどうするかについて、お互い率直な意
見がでなくなったのではないか。

気まずいような感じになったのが尾を引いてい

る。意思統一をする土台が崩れた。

⑫：司法反動化という意識が争議団になくなって
いる。「争議団に入れば裁判に勝てる」。裁判に勝て
ないのは争議団に入らないからだ、という意識が
強い。

⑬：私はほとんど全ての支援共闘に関わっている。
従来は神奈川労連に頼っていた。

全国一般として一般化しない方がよい。自己批
判もした。たしかに、至上主義みたいな意見もあ
るが、私はそう思っていない。いろいろ議論あつ
ていいと思うが、一つの議論のみを取り出して一
般化しないでほしい。

⑭：坂本修・福子先生の本を若い人にも読んでほし
い。「格闘としての裁判」神奈川だけが三者の
団結上の問題があるというわけではないようだ。

⑮：団本部。四月二二、二三日。労働問題を語る全
国集会。浜名湖。

当該、支援共闘と弁護団の団結問題を一つの柱
にして議論する。

神奈川でも参加してほしい。

⑩：大企業のたたかう労働者の多くは定年が近い。

事務所の一五周年、二〇周年、二五周年を支えてくれたメンバーもほぼ変わっていない。一月二三日の集会も弁護士を含め毎年集まるメンバーに変化がないのではテーマを変えても活力が出ない。

たたかいの火種を職場に残すにはどうすればよいかとの問題意識をもって大企業職場での活動に係わることが求められている。企業の職場支配は異常なほど強く、ユニカーの例にみられるようにたたかう労働者が労基署などに働きかけて具体的な例をあげても職場では何らの動きもみられないということもある。職場に影響を与える運動を知恵を絞って作り上げてゆくことが必要だ。

⑪：労働運動の引き継ぎについて。弁護士にもいえる。

例を挙げれば旗開き。タダだから喜んで行ったというの昔だけ。最近は若手がこない。楽しくない。

若手はホットラインの方が楽しいとしてやっている。労働事件はいろいろな事件の中での一つで

しかない。労働事件で結集することができなくなつた。

若手に楽しみを伝えていく努力は必要。

⑫：集団の力を押しつけられるようなイメージがある。

旗開きは、正面に赤旗があつて「僕はどこに来たんだらう」という疎外感を感じる。

若手の法曹が離れるのは、大学の教科書が変わつてきているのも一つの原因になっているのではないか。一〇年ほど前には、みんな労働法では片岡や外尾を読んでいた。現在は菅野が司法試験委員、みんな菅野を読む。片岡、外尾は団結権中心主義、菅野は労資協調路線。個別的労働関係を中心に捉えて、そこから出発し集団的な労働関係はそれの補完として位置している。市民的労働事件の方が、構造的にもとらえやすい。

⑬：組織がない人、労働基準法があつてないがこと

僕は古いタイプの人間。いろいろ集団的な事件をやっているが、楽しい。

⑳：旗開きで楽しみを感じないのは当然。

市民的労働事件は、普通の事件と同じように事件の内容に入っていていける。県職労金子事件もこのような具体的な救済の必要があって関わっている。

㉑：労働事件は忍耐強い人たちがやっているという感じがする。どこで意思決定がなされるかわからないような労働事件はノーサンキュー。よくみんな頑張っている事件やっていると。頭が下がる。支援共闘の判断に従えと言われても、俺だったら冗談じゃないよ、と思う。

㉒：千代田化工の問題。

私は勝山さんと違って「傾向」をもつ支援共闘に出て行ってしゃべくる。酒の勢いも借りて。丸くなってきたんじゃないか。いろいろ言っているかといふと思う。そうすることによってお互いわかり合える部分もある。

㉓：今の労働者は闘う気概が変な方向に向かっている。

一回限りの労働事件は取り上げたくない、というのが見える。未組織の組織化は昔あったのに、

今はそういう気概がないのではないか。

有能なオルグが目につかない。労働者の部隊で考えないといけない。

平塚は企業閉鎖が多くて、自分たちを守ること一杯。しかし、自分たちを守るためにも仲間を増やさないといけない。

㉔：運動を広げる重要性はあるが、新しい弁護士にそういうスタンスで勧誘するとダメ。重い負担を負わせると弁護士の後継者が育たない。

会社は新人が入ってくると組合に入らないように工作する。組合は新人に誘いをかけない。

もう少し運動を広げるために弁護士が何ができるかも集団的な討議が必要。

）本日締めくくり）

篠原：去年討議し、神奈川労連とも懇談し、一定の改善をみたが、まだまだ原告団、弁護団、支援との間で問題が残っているのを実感している。しかしすべて一律的に一般論的に議論せず、個々の具体的事象に応じて検討し、問題点を深め、団結を回復する方向で議論してゆきたい。

現実的なことだが、一年議論して、その後弁護士に聞いたら、支援の側で「…先生」と言葉づかいが丁寧になったという。外枠が変わっているだけでも前進はある。

委員長が交代し新しい体制になった神奈川労連反合闘争委員会により団結を深め、接点を見い出すために、一一・二三集会の課題を含めて、再び投げかけをして懇談してみたらどうかと考えている。

うまくいっている支援共闘もある。こういううまくいっている支援共闘もあるんだよ、という積極面、前進面を引き出して弱点を克服する議論ができないだろうか。

支援共闘の問題だけではなく、原告団の問題もないのだろうか。三者の団結を考えるにあたって、原告団（争議団）のスタンス、あり方・役割についても、深めた議論をする必要がある。団支部と争議団との交流の企画を検討したい。

一一・二三については、結集の状況が、弁護士側も限定されてきている。軸足論など同じ課題で議論するのがいいか、討議のあり方を考える必要がある。

そのためにも構成団体できちっとまとめの会議をやる必要がある。場合によっては、視点を新たにしてその内容、もち方も議論してみる必要がある。

神奈川労連から提起された一一〇番運動はやったほうがいい、団としてやっていこうと思う。他方、弁護士を使うだけでなく、労連でも運動を頑張ってほしい。一一〇番を受けるかどうかの結論と弁護士の配置は三月四日幹事会で議論する。

第二日目（二月二十五日）の討議

二 オウム・坂本問題

1 報告

(1) 小野（救う会）

総括会議が開かれた。

① 警察関係の総括

まだ総括は終了していない。

捜査は三月末に終結する見込みである。一〇名の行方不明者、滝本弁護士襲撃事件の捜査についてきちんと捜査させる必要がある。

団本部の方針はどうか、あるいは、この点について団本部の取組は弱いのではないか等々のご質問、ご意見を伺い、正直言って、私にとっても緊張して充実した会議でした。

更に、神奈川支部の執行部の方々がいかに団員の結集をはかるのかについて、特別の配慮をされておられるように思えました。昨年度は初めて団員が減少し、ショックを与え、この五月集会の支部・代表者会議では若手育成を議題とする予定ですが、新入団員を迎えることと並んで、現団員の人間としての触れ合いのある一層の交流が求められていると思うのです。私も団本部幹事長になった際に、団員の和気あいあいとした結集を更に工夫できたらと思いましたが、実際は何もできないまま日時が経過しており、このまま任期終了となる気配が濃厚です。

夜の懇親会はアット・ホームな雰囲気です、私も楽しませて頂きました。帰り際には、同期の野村先生からプレゼントを頂戴し、大いに気を良くして帰宅した次第です。

ありがとうございました。

労働問題に対する大きな関心に驚き

—自由法曹団県支部の総会に参加して—

(神奈川労連) 松本吉弘

私は今回はじめて参加させていただきましたが、テレビではお見かけしていても直接お会いするのが初めての方や知らない弁護士の方々も居らっしゃって、日頃のお付合の狭さにもまず驚いたところです。総会といえは経過報告や方針論議など、型通りに進行するものだと思いましたが、さすがと云うべきかそうではなく、広い分野の問題が自由闊達に議論されている事にも驚かされました。当然の事とは云え「坂本事件」についても深い論議が交わされましたが、専門家の立場からの指摘に学ぶところが多くありました。特に今年の憲法劇で「坂本事件」を取り上げるのは当然とは云え、誰をどのように登場させるのが難しいとのお話には共感を覚えました。

労働組合やあるいは争議団との間の「温度差」についても議論されました。こんな事も理由の一つで、若手の弁護士が労働問題に係わる事が少ないのではとの指摘もありました。この事も問題意識の一つとして、この間数回にわたり私共と

懇談の場を持ってきましたので、解消しないまでも相当改善されたのかなと思っていましたし、私などはもともとこんな「差」を感じたことはありませんので参加してみても最初はとまどってしまいました。が、よく聞いてみれば個別争議の事であったり、その「差」には各人で大ききかなりの差のあること、或いは裏返せば労働側への期待でもある事も理解することができました。いずれにしろこうした問題は放置しておくとは拡大する性格を持っていますので、これを良い機会にして私としても解消する方向で努力したいと思っています。

さて、今回参加させて頂いた中で感じたことは、皆さん方が極めて個性的であり、労働組合などとは違って、必ずしも意見を一致させる必要がないのかも知れませんが、それにしてもしも困りとしてのまとまりを保つには大変な努力が必要なのはと思います。最後に皆様方が、労働運動の問題特に未組織労働者の組織化にまで深い関心と意欲を持っていらっしゃることに、そして私どもの労働一〇番の提案に支部長さんを始め全体で御確認をいただいたことに感謝します。お呼びいただいたことにもお礼申し上げます。これに懲りずに今後引き続きのお付合をお願いします。

自由法曹団神奈川支部総会に参加して

救援会 小川 国 重

日頃の救援運動にたいする心あたたまるご支援にあつくお礼申し上げます。

団支部総会への参加は、今回で三回目になりました。初めて参加したとき、いわゆる「形式的な進行」ではなくて、対等平等、そして自由に討論していることに感動し、「救援会の大会でもできないかな」と考えたことを覚えています。

今回も先生方の討論を「楽しく」聴かせていただき、たいへん勉強になりました。私たちが生活しているすべての分野で起きている問題について、自由法曹団の先生方が献身的にご活躍されていることを知ることができました。また、体をこわしてしまおうのではないかと思えるほど「忙しい」状況の一端も知ることができました。

これからも、先生方からご指導いただきながら団結を強めて、弾圧干渉を許さず、諸事件の勝利のために頑張る思いをあらたにしました。ありがとうございました。

第四、労働者の権利を守るたたかい

1 東電思想差別事件解決の意義と要因

星 山 輝 男

一、全面一括勝利解決

昨年のクリスマスの一二月二五目、東京高裁第九民事部で、東電思想差別事件の当事者一六五名に関する全面一括和解が成立した。青水裁判長が和解条項を読み上げ、双方代理人に異議の無いことを確認し、「解決のために尽くされた方々の努力に敬意を表します」と発言された瞬間、法廷は喜びと安堵の雰囲気であふれ、自然発生的に拍手が起こった。

一九七六年一〇月一三日に提訴以来、実に一九年二カ月・二週間という長い厳しい闘いの勝利の瞬間であった。和解内容の概要はつぎの通りである。

- 1 在職原告一三一名について、職級、職位、資格、賃金の是正措置を行なう。
- 2 五地裁の仮執行金三億四千万円のほか、別途解決金を支払う。
- 3 在職原告らの処遇については、将来にわたって公平に扱う

長い闘いではあったが、全体的に見れば、五つの地裁勝利判決の趣旨を十分に活かした、かなり高水準の勝利的解決と評価されよう。

二、勝利解決の意義

1 資本金六、七〇四億円、従業員四万四千人、経常利益が年に数千億円、経団連の幹部常連企業、そして日本独占資本の中核の巨大エネルギー産業である東電に、真向から憲法論争を挑み、憲法違反の反共労務政策に基づく思想差別を事実上認めさせ、その是正と将来にわたる公平処遇を確約させた意義(憲法一四、一九条)は計り知れないほど大きい。

2 原告らが所属する「連合」の東電労組が、この訴訟提起を「反組織活動」と妨害する中で、法治国家における「裁判を受ける権利」(憲法三二条)を行使し、一都五県の地方裁判所で、堂々と法廷闘争を闘い、五つの県(群馬・山梨・長野・千葉・神奈川)の地裁で、歴史に残る判決を勝ち取った憲法上・法律上(労基法三条)の意義も誠に大きい。

3 大企業が我が物顔に振舞い、「労働者が何を言っても、泣く子と大企業には勝てない!」という一種のあきらめムードが支配的な日本で、正しく闘えば権利は実現できるという実例を付け加え、加えて原告らは「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない

らない(憲法一二条)という国民の義務を見事に実践で示したのである。

現在でも、日本の大企業の中には、不当な思想差別で苦しんでいる労働者が数多くいる。今度の東電事件の解決は、そうした大企業の使用に対しては、「思想差別は高くつく」という一種の警告になり、予防効果があると考えられるし、思想差別で苦しんでいる労働者には「どうしても差別を続けるなら闘つて是正させる」という勇気を与えたと見えよう。とりわけ、同じ電力で思想差別を闘っている、中部電力・関西電力の労働者には「勝利は近い」という強い確信を与えたに違いない。

三、勝利の要因

思想差別の是正を求めて法廷闘争に立ち上がり、そして多くの犠牲を払って最後まで権利のために闘いぬいた一六五名の勇気と粘りのある原告とそれを陰で支えた家族の存在である。

次に、最高裁の司法官僚による厳しい司法統制のもとで、しかも東電という大企業が被告である事件で、事実(巨大な賃金差別・酷い反共労務政策)をしつかり見据え、憲法と法律そして裁判官の良心に従って(憲法七六条三項)、五つの原告勝利の判決を下してくれた多くの裁判官の存在である。

更に、こうした原告と家族を励まし、裁判所に正しい判決を出す勇気を与え、東電をして解決に踏み切らせる世論を作った日本全国の多くの支援者の

存在である。

ところで神奈川は、東電の反共労務政策の最大の拠点で、且つ一番多くの原告を擁し、東電に対する社会的包囲の運動も最も活発であったが、そこでの優れた(東電の賃金差別を「故意」と断定し、不当な「あらさがし」を一蹴した等)勝利判決(一九九四・一一・一五)が、本件事件の解決の決定打になったことは間違いないところである。

最高裁の、賃金差別事件に関する「会同路線」の存在する中で、横浜地裁で高い水準の勝利判決が勝ち取れた原因を三点だけ挙げておこう。

(1) 第一は、賃金差別の酷さの立証の成功である。

同期同学歴者に比べて年間数百万円という賃金格差の巨大さは決定的であった。

なお、訴訟手続今上は、七回の請求拡張を行ない裁判所に格差の巨大さを理解させたことは正しかったと考える。そして、同期同学歴者との大きな賃金格差を、膨大な実態調査を武器に、会社に認めさせたのは神奈川が最初であった。

(2) 第二は、神奈川での、何人も争えない反共労務政策の激しさの立証の成功である。

昭和六三年一二月に、甲府地裁に乙号証として出された反共自白文書(生産阻害 者対策の実際等)は、直ちに甲号証として横浜地裁に提出し、各論証 拠調や弁論で最大限活用した。なぜなら、そのほとんどが、最も活動家が多く、したがって職場の運動

も反共労務政策の実行も、双方の「拠点」であった神奈川の原告の職場のものであったからである。「利敵行為」とも評される、東電によるこれら乙号証の提出は、「棚からぼた餅」では決してなく、提訴以来一二年間の横浜地裁をはじめとする原告側の徹底した反共労務政策の主張・立証の成果である。

(3) 第三は、神奈川全体での司法反動との闘いと正しく連動したことである。

横浜地裁での法廷闘争は、裁判官の説得を中心に据えながら、必要な時は裁判所とも激しく論争した。昭和六〇年の、各論に入る前の裁判長忌避もその一つである。

四、検討すべき若干の問題

1 法廷闘争の短縮の問題

勝訴までに一八年を要したが、約一〇年に及んだ「総論」はもつと短縮できなかった かつという問題がある。「総論で勝ち、被告の不当なら探しの各論立証は許さない！」という方針があったとはいえ、もつと短縮は可能であったかも知れない。

しかし、横浜地裁七民で五一人の各論を七年間でやり切った点は(年一〇回、一〇時から五時まで全一日、「集中審理・集中証拠調」の具体的な実践

例と評価されている。

2 弁護士団の結集の問題

一一三回に及んだ困難な長期裁判とはいえ、常任弁護士の結集には、いくつかの反省すべき点があるろう。

3 三者(原告・弁護士団・支援共闘)の団結の問題

「争議の解決は運動でやるから、司法反動の下では判決は一つも取らない方針で行く。弁護士が支援共闘に断わりもなく、裁判官に事件の進行に関して面会することは許されない」「弁護士団の役割は、法廷闘争での主張・立証が主であり、会社との解決交渉には弁護士は関与しないほうが良い」「全てを最後に決めるのは、解決に責任を持つ支援共闘である」という主張が、一部で強く主張された。これらは、今後の権利闘争の発展、若手の団員の労働事件への参加意欲にも影響を与えかねない論点であろう。

しかし、こうしたいくつかの問題点があったにせよ、先に述べた東電事件の勝利解決の巨大な意義自体はいささかも減殺されることはない。訴状の作成から全面一括解決まで関与した弁護士団の一員として、それだけは自信を持って断言できる。